

会員の入退会に関する規程

公益社団法人日本滑空協会

(目 的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第8条の規定に基づき、公益社団法人日本滑空協会（以下「本協会」という。）の会員の入会及び退会等に関し必要な事項を定める。

(種 別)

第2条 本協会の会員は次のとおりである。

- (1) 正会員：本協会の目的、事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) ジュニア正会員：前号の規定により入会した個人のうち25歳以下の者
 - (3) 名誉会員：本協会に功労のあった者で理事会の推薦と総会の承認を得た者
- 2 前項第2号に定めるジュニア正会員は、満26歳になる年に自動的に正会員に切り替わるものとする。

(入会基準及び入会手続)

第3条 本協会の目的、事業に賛同し、正会員として入会しようとする個人又は団体は、理事会の議決を経て定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 本協会の目的、事業に賛同し、ジュニア正会員として入会しようとする25歳以下の個人は、理事会の議決を経て定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 本協会の入会の可否は、次に掲げる基準に応じて理事会において決定する。
 - (1) 本協会の事業目的や趣旨に賛同すること
 - (2) 再入会の場合は、過去において除名処分を受けたことがないこと
 - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属する者でないこと
- 4 第1項及び第2項に定める理事会の承認を受けた正会員及びジュニア正会員は、本協会からの入会承認通知を受けた日から30日以内に入会金及び会費を所定の方法にて納入しなければならない。
- 5 本協会に功労のあった者が名誉会員として入会する場合は、予め本人の意向を確認、了承を得たうえ、理事会で推薦し、総会の承認を得なければならない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本協会の管理する会員名簿に登録される。

- 2 前条に定める入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合、会員は遅滞なく本協会に申

し出なければならない。

- 3 本協会は、会員名簿に登録された会員に関する情報について、その公開の可否及び公開の範囲について、別途理事会において定める個人情報管理規程に基づいて慎重にこれを取り扱うものとする。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費に関する細則は、定款第7条に基づき総会の議決を経て別に定める会費規程によるものとする。

(会員の権利)

第6条 会員は法令ならびに定款で別に定めるほか、次の権利を有する。

- (1) FAI 公式立会人被推薦、日本滑空記章試験員被任命資格
- (2) FAI スポーティングライセンス申請に関する被承認資格
- (3) FAI 世界選手権、大陸選手権、日本選手権への参加
- (4) その他理事会で認めたもの

- 2 前項各号について、団体会員である団体に所属する個人には適用されない。

(会員の特典)

第7条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 機関誌の無料購読
- (2) 日本滑空記章認定の無料申請
- (3) 主催、共催の各種イベントへの優先、優待参加
- (4) 各種滑空スポーツ関連情報の提供

- 2 前項各号について、団体会員である団体に所属する個人には適用されない。

(退会事由及び手続)

第8条 会員は、理事会の議決を経て定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、会員の資格を喪失した会員は、退会と同じく会員名簿の登録から抹消される。
 - (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が解散したとき
 - (2) 会費等の支払義務を怠り又は理事会の督促にもかかわらず支払いの履行を行わなかったとき
 - (3) 総正会員及び総ジュニア正会員の同意があるとき

(4) 除名されたとき

- 3 会員が、前 2 項の規定により会員資格を喪失した場合、本協会に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。
- 4 既に納めた入会金、会費及びその他拠出金品は、会員がその資格を喪失した場合でも、これを返還しない。また、資格喪失後は会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

(改 正)

第9条 この規程の改正は、総会の議決を経て行う。

(細 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本滑空協会の設立の登記の日から施行する。

(平成 23 年 11 月 19 日 総会決議)